

## 議案第41号

石岡市自然休養村センター条例を廃止する条例を制定すること  
について

石岡市自然休養村センター条例を廃止する条例を制定することについて、  
地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により  
議会の議決を求める。

平成27年2月24日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

平成27年4月から石岡市自然休養村センターを廃止するため。

## 石岡市自然休養村センター条例を廃止する条例

石岡市自然休養村センター条例（平成17年石岡市条例第144号）は、廃止する。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。  
（石岡市公共施設の暴力排除に関する条例の一部改正）
- 2 石岡市公共施設の暴力排除に関する条例（平成17年石岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。  
別表中「石岡市自然休養村センター条例（平成17年石岡市条例第144号）」を削る。